

令和6年12月20日

赤磐市における都市計画法の手続きの完了について

赤磐市は、都市計画区域を指定してから約50年が経過しました。この間の人口動態の変化やマイカーの普及など、社会情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりを実現するため、下記のとおり都市計画法に基づく見直しを行い、その手続きが完了したのでお知らせします。

記

1 告示年月日 令和6年12月20日

2 見直しの主な内容

①用途地域の指定、地区計画の指定(図①)

河本・岩田地区の一部に、用途地域及び地区計画を指定しました。

②山陽団地内の用途地域の指定の見直し(図②)

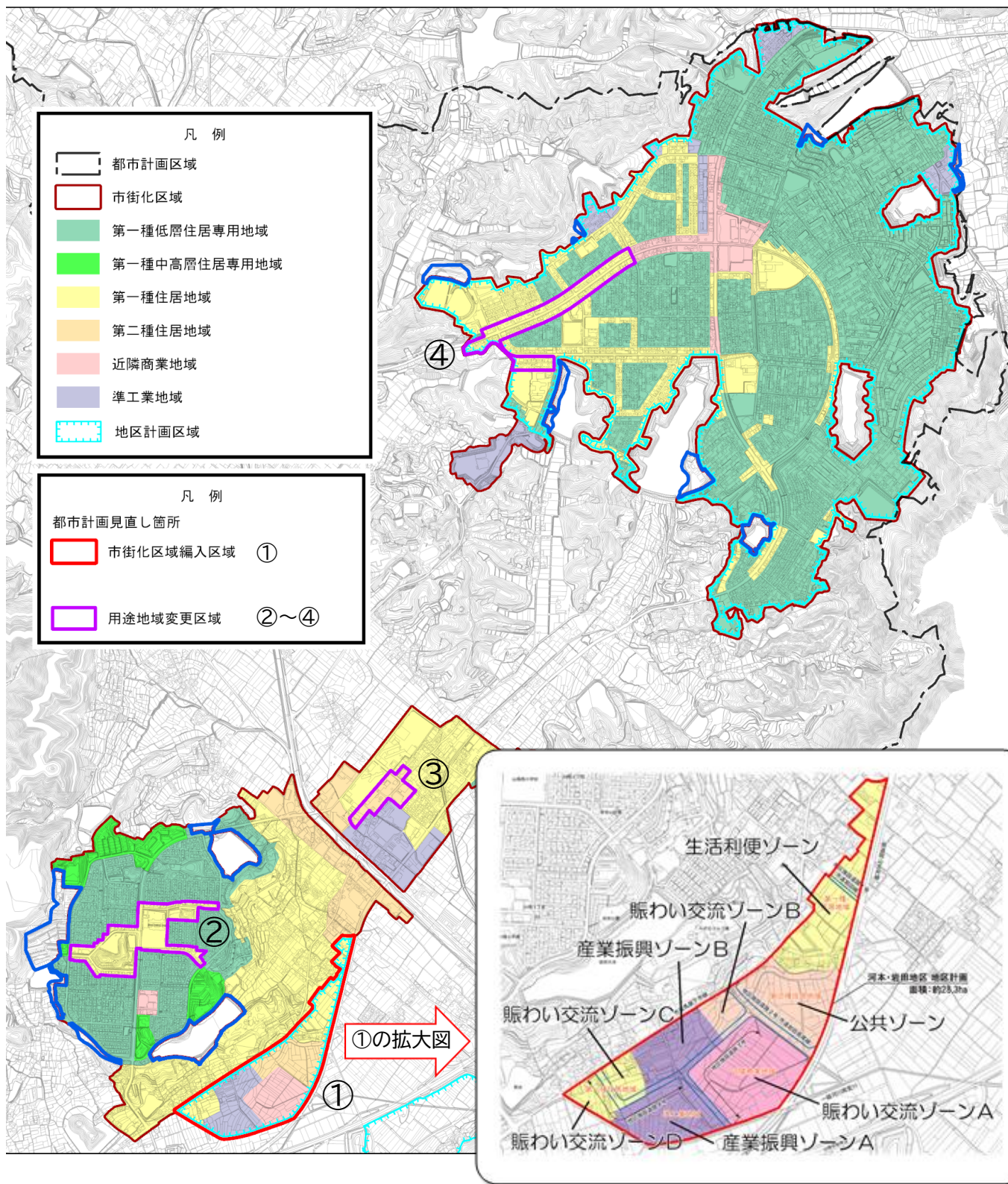
山陽団地中心部の一部を、第一種住居地域へ変更しました。

③市役所周辺の用途地域の指定の見直し(図③)

市役所周辺を、第二種住居地域へ変更しました。

④桜が丘西地域の用途地域、地区計画の指定の見直し(図④)

桜が丘西地区の一部を、第一種住居地域に変更することに伴い、地区計画についても変更しました。



3 その他

- ・赤磐市における都市計画法の手続きの完了に関する図書は、建設課にて閲覧できます。
- ・詳細は、赤磐市ホームページをご覧ください。

市ホームページ
都市計画



(問合せ先)

建設事業部 建設課 重森・藤野
電話:086-955-1485(直通)